

別表

申請書及び添付書類一覧表

番号	申請書類	法人	個人	提出要領
1	物品の調達等競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号その1、その2)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿上の住所と実際の本社所在地が異なる場合、登記簿上の住所を括弧書きにして2つの住所を記入 ・他の様式には、実際の所在地のみ記入 ・様式第1号その1、その2にある記入要領参照
2	入札参加資格審査申請登録票 (様式第2号)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第2号にある記入要領参照
3	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	○	—	<p><写し可></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付日前3カ月以内の証明
4	誓約書 (様式第3号)	—	○	<p><写し不可></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自署の場合は押印省略可
5	暴力団排除に関する誓約書 (様式第4号)	○	○	<p><写し不可></p> <ul style="list-style-type: none"> ・印は実印を押印 ・自署の場合は押印省略可
6	経営規模等総括表 (様式第5号)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第5号にある記入要領参照
7	財務諸表 (直前1年間の決算書類)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 決算報告書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含んだもの)の写し ・個人の場合 青色申告者：青色申告決算書及び貸借対照表の写し その他の者：収支内訳書の写し
8	納税証明書、納税証明書一覧 (様式第6号)	○	○	<p><国税・県税・市税とも、写し可></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付日前3カ月以内の証明 ・様式第6号にある記入要領参照 ・他県税又は他市町村税の納税証明書は添付しないこと ・国税 すべての申請者が提出 ・山口県税 山口県内に本店・支店・営業所等がある場合に提出 ・山陽小野田市税 山陽小野田市内に本店・支店・営業所等がある場合に提出

番号	申請書類	法人	個人	提出要領
9	営業又は業務に関する許可・認可証等 ※1 営業又は業務に関し法令上必要な許可証等の写しを提出	△ ※1	△ ※1	・代理店・特約店契約の証明は提出不要
10	委任状 (様式第7号) ※2 支店長又は営業所長等に委任する場合に必要	△ ※2	—	<写し不可> ・山陽小野田市と取引する際に、あらかじめ代表者が特定事項(契約締結等委任事項)について、資格認定期間中に支店長・営業所長等へ委任する場合に提出 ・年間を通じて代理権を委任しない市外の申請者及び市内の申請者は提出不要
11	使用印鑑届 (様式第8号)	○	○	<写し不可> ・様式第8号にある記入要領参照
12	印鑑証明書	○	○	<写し可> ・受付日前3カ月以内の証明 ・法人の場合：法務局の証明 ・個人の場合：市町村長の証明
13	業者カード (様式第9号その1～その6)	○	○	・様式第9号その1～その6にある記入要領参照 ・「契約実績」欄は、主な契約を選んで記入すること。別紙、別冊は不可。 ・「営業種目一覧表」の番号や種目を必ず確認すること ・様式第1号その1、その2に記載した種目と一致していること
14	印刷機械設備保有状況一覧表 ※3 1物品等 種目Iで「印刷製本」を希望する場合に必要	△ ※3	△ ※3	・〔例〕参照 ・様式はありません。任意の様式で作成してください。
15	返信用封筒 (資格審査結果通知用)	○	○	・サイズは長形3号 ・84円切手を貼ること ・希望返送先を記入すること ・物品等と業務委託等の両方を申請される場合は、1通ずつ(合計2通)必要です。

番号	申請書類	法人	個人	提出要領
16	店舗・事務所の現況写真 (様式第10号) ※4 <u>準市内業者のみ添付</u> すること	△ ※4	△ ※4	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第10号にある記入例参照 ・提出がない場合は、指名の順番に影響する場合があります。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類は、A4判に大きさを揃えて（拡大縮小不可）上表の番号順にA4判サイズの紙製ファイル（フラットファイル等。色指定なし。）に穴を開けて綴じ込み、表紙及び背表紙に会社名を記入し、提出してください。 ・<写し可>とあるものは、鮮明な複写をもって代用できます。 ・物品等と業務委託等の両方を申請される場合、それぞれの申請書に<u>関係書類(No. 2～No. 16)が1部ずつ必要</u>です。<u>別々のファイルに綴じ込んでください。</u> ・申請様式の見直しを行っていますので、必ず確認してください。 			

〔例〕 印刷機械設備保有状況一覧表					
商号及び名称 代表者職氏名					
設備名	仕様	メーカー名等	取得年月日	所有	備考
平版印刷機	菊全判、4色刷、 両面	〇〇製 △△△△△△	〇年〇月〇日	自社	
入力編集機	全自動、2色	〇〇製 △△△△△△	〇年〇月〇日	〇〇会社	

営業又は業務に関する許可・認可証等について

次に該当する場合は、関係書類を提出してください。

- 1 許可・認可等を必要とする業種を営む者は、その許可・認可証等の写し
- 2 業務に関し法令上必要な許可証等がある場合は、その写し

* 許可・認可・登録等を必要とする登録種目の例

番号1／種目Ⅰ	番号2／種目Ⅱ	必要な許可・認可・登録等の例
11 売払品	1 資源ごみ	金属くず類回収業の許可
		一般（又は産業）廃棄物収集運搬業の許可
		最終処分業者であることの証明又は最終処分業者との取引証明
		廃棄物再生業者の登録
		余裕あるヤード及び処理施設を有していることの証明
13 建物等の保守管理・運営	1 浄化槽の清掃・保守	一般廃棄物処理業許可証
		浄化槽保守点検業者の登録
		浄化槽清掃業の許可
	4 施設（屋内）の清掃	建築物清掃業の登録又は建築物環境衛生総合管理業の登録
14 警備	2 その他警備	警備業の認定
		営業所の届出
31 油脂・燃料類	1 石油	揮発油販売事業登録
	2 ガス	液化石油ガス販売事業登録 高圧ガス販売事業届

* 許可・認可・登録等が必要な営業等の例

営業の内容（例）	
毒劇物販売業	一般廃棄物処理業、収集運搬業
古物販売業	産業廃棄物処理業、収集運搬業
高度管理医療機器等販売業、貸与業	一般旅客自動車運送業
建築物飲料水貯水槽清掃業	旅行業
屋外広告業	労働者派遣業

- ・ 代理店・特約店契約の証明の提出は不要です。
- ・ 指名選定時に、必要な資格（従業員個人の資格証等）を確認する場合があります。
- ・ 例示したもの以外で許可、認可、登録等を必要とする営業を行っている場合は、それらを証する書類を提出してください。
- ・ ここにあげた営業種目を申請した者であっても、その営業の内容が許可、認可を必要としない場合には、許可・認可・登録等を証する書類の提出は不要です。